

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は平成18年10月31日付で、東京地方裁判所に訴訟を提起しましたので下記の通りお知らせいたします。

1. 訴訟の相手方

- (1) 法人名： 杉山建設株式会社
- (2) 所在地： 新潟県上越市中通町5番7号
- (3) 代表者： 代表取締役 杉山 範伊

2. 訴訟の内容

杉山建設株式会社が長野県において営業するパチンコ店2店舗(パーラーマルハン須坂店、パーラーマルハン中野店)における壁面、看板、広告物、チラシ、ホームページ等の一切の営業表示から『マルハン』『MARUHAN』『アルファベットの“M”字の中央部に球体を重ね合わせたロゴ』を抹消・削除する事、および同標章の今後一切の使用差し止め、ならびに同社の不法行為に基づく1億円の損害賠償請求。

3. 訴訟の提起に至った経緯

- (1) 杉山建設が営業するパチンコ店における上記営業表示行為が、当社の商標権を侵害する行為であるという判断に至った。
- (2) 平成18年7月3日付で同社に対し、上記訴訟内容記載標章の抹消・削除手続を1ヶ月以内に実施することを当社代理人を通じて請求した。
- (3) 上記請求に対し、同社は代理人を通じて拒否の回答をして来た為、平成18年10月31日付で訴訟提起するに至った。

以上